表９　食品循環資源の再生利用等以外の実施量（⑨）

業　　種	特定肥飼料等以外の製品の種類	再生利用等以外の実施量（ｔ）
	小　　計	
	小　　計	
合　　計		
総　　計		

表10　食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量（⑩）

業　　種	廃棄物としての処分の実施量（ｔ）
合　　計	

表11　食品循環資源の再生利用等の実施率（（④＋⑥＋⑦×0.95＋⑧）÷（①＋④）×100（％））

基　準　実　施　率（％）					
平成19年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度

当年度の再生利用等の実施率	再生利用等の実施率（％）

業　　種	再生利用等の実施率（％）
再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由	

表12　再生利用の委託先又は食品循環資源の譲渡先の業者

委託先又は譲渡先の業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）	
	住所	
	再生利用の実施量（ｔ）	
	特定肥飼料等の種類	
委託先又は譲渡先の業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）	
	住所	
	再生利用の実施量（ｔ）	
	特定肥飼料等の種類	

別記様式の表14中「これに基づく命令により定められた基準」を「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律並びにこれらに基づく命令により定められた基準」に改める。

別記様式の表15中「その他の」を削り、「に実施した」を「の先進的な」に改める。

別記様式の備考８中「表２から表４まで」を「表３」に、「、表10」を「及び表11」に改め、「及び対前年度比並びに表11の食品廃棄物等の発生原単位、食品廃棄物等の発生抑制の実施量及び食品循環資源の再生利用等の実施率」を削り、同様式の備考12中「表８」を「表９」に改め、同様式の備考13中「表10」を「表11」に改め、「なお、平成25年度以降の基準実施率については、「平成24年度」の欄の右に順次、欄を追加して記入するものとする。」を削り、同様式中備考14を削り、備考15を備考14とし、同様式の備考16中「表10」を「表11」に改め、同備考16を同様式の備考15とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令第一条の規定により同日以後に提出する同条の報告書から適用する。

○農林水産省・経済産業省・環境省令第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十一条第二項及び第三項第一号の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成十三年農林水産省・環境経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。